

# 埼玉県特別機動援助隊設置要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 会議等（第5条、第6条）
- 第3章 その他（第7条～第10条）
- 附 則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、埼玉県知事（以下「知事」という。）の指示又は要請に基づき埼玉県特別機動援助隊（以下「特別機動援助隊」という。）が速やかに出動し、機動的な援助活動を行うために、その編成、任務、出動等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 埼玉SMART

特別機動援助隊の愛称を埼玉SMART（Special Mobile Assistance Rescue Teamの頭文字をとったもの）とする。

(2) 埼玉県下消防相互応援隊

埼玉県下消防相互応援協定（平成19年7月1日）第6条に基づく応援隊をいう。

(3) 防災航空隊

埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第1号）第50条の7の規定により、防災航空センターに置かれる防災航空隊をいう。

(4) 埼玉DMAT

埼玉DMAT設置運営要綱（平成18年6月14日保健医療部長決裁）第2(1)に基づき知事が指定した災害拠点病院の職員で編成される、災害派遣医療チームをいう。

(5) 代表消防機関

埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準（平成18年9月26日施行。以下「県下応援運用基準」という。）第3条第4項の規定に定める代表消防機関をいう。

(6) 幹事消防本部

県下応援運用基準第3条第5項の規定に定める幹事消防本部をいう。

(特別機動援助隊の編成及び出動)

第3条 特別機動援助隊は、埼玉県下消防相互応援隊、防災航空隊、埼玉DMATにより編成する。

2 知事は、必要があるときは、特別機動援助隊を編成する機関に対して、出動を指示又は要請することができる。

(1) 埼玉県下消防相互応援隊については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条及び埼玉県下消防相互応援協定の規定に基づいて出動を指示し、その活動に関しては、埼玉県下消防相互応援協定の規定を準用する。

(2) 防災航空隊については、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成22年12月4日埼玉県条例第53号）の規定に基づいて出動を指示し、その活動に関しては、同規定を準用する。

(3) 埼玉DMATについては、埼玉DMAT設置運営要綱の規定に基づいて出動を要請し、その活動に関しては、同規定を準用する。

(特別機動援助隊の任務)

第4条 特別機動援助隊は、埼玉県内における建物倒壊や列車事故等の局地的かつ多数の負傷者の発生が見込まれる災害に際し、埼玉県下消防相互応援隊、防災航空隊及び埼玉DMATが相互に連携して、傷病者の救助及び医療の援助活動を行うことを任務とする。

## 第2章 会議等

(運用協議会等)

第5条 特別機動援助隊の効率的な運用を図るため、次の会議を設置するものとする。

(1) 埼玉県特別機動援助隊運用協議会（以下「運用協議会」という。）

(2) 埼玉県特別機動援助隊作業部会（以下「作業部会」という。）

2 会議の構成は、次のとおりとする。

会議	構成	議長
運用協議会	別表1のとおり	埼玉県危機管理防災部消防課長
作業部会	別表2のとおり	埼玉県危機管理防災部消防課 副課長

3 会議は、議長が招集する。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 運用協議会に副議長を置き、副議長は議長の指名により任命する。

(所掌事務)

第6条 運用協議会は次の事項について協議、検討又は情報交換を行う。作業部会は、運

用協議会に準じて行うものとする。

- (1) 特別機動援助隊の訓練及び研修に関すること。
- (2) 特別機動援助隊の活動に必要な事項に関すること。

### 第3章 その他

(訓練及び研修)

第7条 知事は、第1条の目的を達成するため、合同訓練及び研修を実施する。

(資機材の無償貸与)

第8条 知事は、特別機動援助隊を編成する各機関に対し、活動上必要な資機材を無償貸与できる。

(庶務)

第9条 特別機動援助隊の庶務は、埼玉県危機管理防災部消防課（以下「消防課」という。）において処理する。

- 2 消防課は、特別機動援助隊の活動が必要と想定される災害の発生を知り得た場合は、直ちに埼玉県防災航空センター及び埼玉県保健医療部医療整備課に通知し、情報の共有を図るものとする。

(その他)

第10条 その他、特別機動援助隊に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

埼玉県特別機動援助隊運用協議会

No.	構成員
1	埼玉県危機管理防災部消防課長
2	埼玉県保健医療部医療整備課長
3	埼玉県防災航空隊長
4	埼玉県下消防相互応援協定の締結機関 担当課長
5	災害拠点病院担当者

別表 2 (第 5 条関係)

埼玉県特別機動援助隊作業部会

NO.	構成員
1	埼玉県危機管理防災部消防課 副課長
2	埼玉県保健医療部医療整備課 主幹
3	埼玉県防災航空隊長
4	代表消防機関 警防主管係長等
5	幹事消防本部 警防主管係長等
6	運用協議会議長が指名する医療機関の運用協議会構成員